

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年5月17日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第1号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第32条第1項第4号中「休日等又は」を「, 休日等又は」に改め, 同条第2項第3号中「3, 750円 (別に定める場合にあつては, 7, 500円)」を「7, 500円以内で当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額」に改め, 同項第5号中「3, 600円」を「3, 600円以内で当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額」に改める。

附 則

この規則は, 平成30年6月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)